

昭和二十四年法律第百八十六号

獣医師法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 免許（第三条—第九条）
第三章 試験（第十条—第十六条の五）
第四章 業務（第十七条—第二十三条）
第五章 獣医事審議会（第二十四条—第二十六条）

- 第六章 罰則（第二十七条—第二十九条）
附則 第一章 総則

- （獣医師の任務）

第一条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獸医事をつかさどることによつて、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

第二条 獣医師の任務（定義）
この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

第三条 獣医師でない者は、獸医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二章 免許
(免許)
この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

第一条の二 獣医師でない者は、獸医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二条 獣医師でない者は、獸医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第三条 獣医師にならうとする者は、獸医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならない。

第四条 未成年者には、前条の免許を与えない。

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。

一 心身の障害により獸医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの

二 麻薬、大麻又はあへん中毒者

三 罰金以上の刑に処せられた者

四 前号に該当する者を除くほか、獸医師道に対する重大な背反行為若しくは獸医事に関する不正の行為があつた者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者

五 第八条第二項第四号に該当して免許を取り消された者

六 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があつたときは、農林水産大臣は、獸医事

審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

（獣医師名簿）

農林水産省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証）

第七条 第三条の免許は、獣医師名簿に登録することによつて与えられる。

農林水産大臣は、第三条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

（免許の取消し及び業務の停止）

第八条 獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならぬ。

（免許の取消し及び業務の停止）

農林水産大臣は、第三条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

（免許の取消し及び業務の停止）

二条及び第十四条を除く。の規定は、適用しない。
(免許の申請手続等)

（試験科目等）

第六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産省令で定める。

（第三章 試験）

（試験の目的）
前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

（臨床研修）

政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(試験科目等)

（第十六条 獣医事審議会は、試験期日の四月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

農林水産省令で定める。

（第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下単に「診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行なうよう努めるものとする。

農林水産大臣は、前項の規定により指定した

診療施設が臨床研修を行うについて不適当であ

ると認められるに至つたときは、その指定を取

り消すことができる。

農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指

定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聽かなければならない。

農林水産大臣は、前項の規定により指定した

診療施設が臨床研修を行うについて不適当であ

ると認められるに至つたときは、その指定を取

り消すことができる。

農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指

定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聽かなければならない。

（第十六条の三 前条第一項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行つた者があるときは、当該臨床研修を行つた旨を農林水産大臣に報告するものとする。

（第十六条の四 前二条に規定するもののほか、第

十六条の二第一項の臨床研修の実施の期間及び

診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関する必要な事項は、農林水産省令で定める。

（第十六条の五 農林水産大臣は、第十六条の二第一項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提出、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならぬ。

（第十六条の六 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の七 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の八 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の九 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十一 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十二 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十三 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十四 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十五 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十六 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十七 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十八 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の十九 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十一 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十二 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十三 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十四 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十五 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十六 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十七 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十八 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の二十九 農林水産大臣は、第三条の免

許を受けることとする者は、実費を勘案して

試験を受けることとする。

（第十六条の三十 農林水産大臣は、第三条の免

許を受ける

政令で定めるものに限る。) の診療を業務とてはならない。

第十八条 獣医師は、
(診断書の交付等)

（診療及び診断書等の交付の義務）

第十九条 診療を業務とする獸医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

診療し、出産に立ち会い、又は検査をした獸医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（保健衛生の指導）

第二十条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その飼育動物に関する保健衛生の向上には、検査書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（診療簿及び検査簿）

第二十一条 獣医師は、診療をした場合には、診療に關する事項を診療簿に、検査をした場合には、検査に關する事項を検査簿に、遅滞なく記載しなければならない。

（記録を含む。）を検査させることができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獸医師について、診療簿及び検査簿（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式・磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

4 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を
農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第三項の規定により検査する場合には、当該

職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(届出義務)

第二十二条 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。(経過措置)

第二十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 獣医事審議会

(設置)

第二十四条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法(平成四年法律第四十六号)によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第二十五条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から農林水産大臣が任命する。

一 獣医師が組織する団体を代表する者

二 学識経験がある者

第二十六条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に関する必要な事項は、政令で定める。

第六章 執罰

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

一 第十七条の規定に違反して獣医師でなくして飼育動物の診療を業務とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

第二十八条 第八条第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若し

くは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者

二 第十八条の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検査書を交付し、又は劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品の使用若しくは処方をした者

三 第十九条第二項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検査書の交付を拒んだ者

四 第二十一条第一項の規定に違反して診療簿若しくは検査簿に記載せず、又は診療簿若しくは検査簿に虚偽の記載をした者

五 第二十二条第一項の規定に違反して診療簿又は検査簿を保存しなかつた者

六 第二十二条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則 抄

1 この法律は、昭和二十四年十月一日から施行する。

2 獣医師法（大正十五年法律第五十三号。以下「旧法」という。）、獣医師法等の臨時特例に関する法律（昭和十五年法律第九十二号）及び獣医師法第二条の臨時特例に関する法律（昭和十七年法律第八号）は、廃止する。

3 この法律施行の際旧法第一条の規定によつて獣医師の免許を受けている者は、この法律の規定によつて免許を受けた獣医師とみなす。

4 旧法第十二条の規定によつてした獣医師の免許の取消又は業務の停止の处分は、第八条の規定によつてしまふ。

5 学校教育法附則第三条の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二条第一号の大学とみなす。

6 第六項、第七項若しくは、第十八項又は旧法第一条の規定により獣医師の免許を受けた者であつて、四年以上獣医師としての経験があるものは、第十二条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

附 則（昭和二八年八月一五日法律第二
一三号）抄 する。
この法律は、昭和二十八年九月一日から施行

2 この法律施行前從前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれ改正後の相当規定に基いてなされた処分又は手續とみなす。

附 則 (昭和二十九年五月一日法律第七
一號) 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年五月一七日法律第四
七號)

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次の各号の一に該当する者は、改正後の第十ニ条の規定にかかわらず、獸醫師國家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第十二条各号の一に該当する者

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第十二条第一号の大学に在学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者（施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれを卒業することにより、改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者を除く。）

外国の獸医学校を卒業し、又は外国で獸醫師の免許を得た者に関する第十二条第二号の規定の適用については、施行日以後五年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獸醫師法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第四十七号）による改正前の獸醫師法第十二条第一号に掲げる者」とする。

附 則 (昭和五三年四月一四日法律第二
七號) 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月一三日法律第五
五號) 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

部分に限る。)及び同法別表第四の四の十二の項の改正規定に限る。)及び第十四条の規定(公布の日から起算して三月を経過した日(政令への委任))
第八条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。